

新潟県条例第3号

新潟県妙高高原博物展示施設条例を廃止する条例

新潟県妙高高原博物展示施設条例（昭和58年新潟県条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和元年9月30日から施行する。